

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 2 月 5 日

金 曜 日

第 4014 号

目 次

告 示

- 介護保険法に基づく指定試験実施機関の指定 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定 2
- 臨時種畜検査
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 3

公安委員会規程

- 富山県公安委員会の公印に関する規程の一部を改正する規程 4
- 富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

告 示

富山県告示第58号

介護保険法に基づく指定試験実施機関の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の27第1項の規定により次のとおり同項に規定する指定試験実施機関を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の15第3項の規定により公示する。

平成28年 2 月 5 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 指定試験実施機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名 称 社会福祉法人富山県社会福祉協議会
 - (2) 所在地 富山市安住町5番21号

2 指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

富山県告示第59号

保安林の指定施業要件の変更予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年 2 月 5 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県南砺市利賀村大牧字上ノ原15の2、17、18、字大倉1の5

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第60号

臨時種畜検査について

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第4条第1項第2号の規定による臨時種畜検査の期日等について、家畜改良法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成28年 2 月 5 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 検査期日及び検査場所

検査期日	検査場所
平成28年2月29日 午後14時～16時	富山市八尾町福島200 八尾健康福祉総合センター

2 検査の対象となる家畜の種類及び範囲

国、県、団体又は個人の所有の区分を問わず、種付け又は人工授精の用に供し、又は供しようとする種雄豚

3 検査当日に提示を要する書類

登録（登記）証明書その他関係書類

富山県告示第61号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成28年2月5日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
ウエルシア薬局高岡姫野店	高岡市姫野377-1	精神通院医療		平成28年2月1日

~~~~~  
**規 程**  
~~~~~

富山県公安委員会の公印に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め、公布する。

平成28年 2 月 5 日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

富山県公安委員会規程第 1 号

富山県公安委員会の公印に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の公印に関する規程（昭和42年富山県公安委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「風俗営業」の次に「又は特定遊興飲食店営業」を加える。

附 則

この規程は、平成28年 6 月23日から施行する。

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め、公布する。

平成28年 2 月 5 日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

富山県公安委員会規程第 2 号

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程（昭和61年富山県公安委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の項中「第 3 条第 1 項の規定による風俗営業の許可並びに同条第 2 項の規定による許可に係る条件の付与及び変更」を「第 3 条第 1 項の規定による風俗営業及び第31条の22の規定による特定遊興飲食店営業の許可並びに第 3 条第 2 項の規定による風俗営業の許可に係る条件の付与及び変更（第31条の23において準用する特定遊興飲食店営業を含む。）」に、「第 5 条第 1 項の規定による風俗営業の許可申請書の受

理、同条第 2 項の規定による許可証の交付、同条第 3 項の規定による不許可の通知及び同条第 4 項の規定による許可証の再交付」を「第 5 条第 1 項の規定による風俗営業の許可申請書の受理、同条第 2 項の規定による風俗営業の許可証の交付、同条第 3 項の規定による風俗営業の不許可の通知及び同条第 4 項の規定による風俗営業の許可証の再交付（第 31 条の 23 において準用する特定遊興飲食店営業を含む。）」に、「第 7 条第 1 項の規定による風俗営業の相続の承認、同条第 5 項の規定による許可証の書換え及び同条第 6 項の規定による返納許可証の受理」を「第 7 条第 1 項の規定による風俗営業の相続の承認、同条第 5 項の規定による風俗営業の許可証の書換え及び同条第 6 項の規定による風俗営業の返納許可証の受理（第 31 条の 23 において準用する特定遊興飲食店営業を含む。）」に、「第 7 条の 2 第 1 項の規定による法人の合併における風俗営業者の地位継承に係る承認及び同条第 3 項の規定による許可証の書換え」を「第 7 条の 2 第 1 項の規定による法人の合併における風俗営業者の地位継承に係る承認及び同条第 3 項の規定による風俗営業の許可証の書換え（第 31 条の 23 において準用する特定遊興飲食店営業を含む。）」に、「第 7 条の 3 第 1 項の規定による法人の分割における風俗営業者の地位継承に係る承認及び同条第 3 項の規定による許可証の書換え」を「第 7 条の 3 第 1 項の規定による法人の分割における風俗営業者の地位継承に係る承認及び同条第 3 項の規定による風俗営業の許可証の書換え（第 31 条の 23 において準用する特定遊興飲食店営業を含む。）」に、「第 9 条第 2 項の規定による風俗営業の営業所の構造又は設備の変更の承認、同条第 3 項の規定による営業所の名称等の変更の届出書の受理、同条第 4 項の規定による許可証の書換え及び同条第 5 項の規定による特例風俗営業者に係る営業所の構造又は設備の変更の届出書の受理」を「第 9 条第 2 項の規定による風俗営業の営業所の構造又は設備の変更の承認、同条第 3 項の規定による風俗営業の営業所の名称等の変更の届出書の受理、同条第 4 項の規定による風俗営業の許可証の書換え及び同条第 5 項の規定による特例風俗営業者に係る営業所の構造又は設備の変更の届出書の受理（第 31 条の 23 において準用する特定遊興飲食店営業を含む。）」に改め、「風俗営業の廃止等に係る返納許可証の受理」の次に「（第 31 条の 23 において準用する特定遊興飲食店営業を含む。）」を加え、「第 10 条の 2 第 1 項の規定による特例風俗営業者の認定、同条第 2 項の規定による認定申請書の受理、同条第 3 項の規

定による認定証の交付、同条第 4 項の規定による不認定の通知、同条第 5 項の規定による認定証の再交付並びに同条第 7 項及び第 9 項の規定に係る返納認定証の受理」を「第 10 条の 2 第 1 項の規定による特例風俗営業者の認定、同条第 2 項の規定による特例風俗営業者の認定申請書の受理、同条第 3 項の規定による特例風俗営業者の認定証の交付、同条第 4 項の規定による特例風俗営業者の不認定の通知、同条第 5 項の規定による特例風俗営業者の認定証の再交付並びに同条第 7 項及び第 9 項の規定に係る特例風俗営業者の返納認定証の受理（第 31 条の 23 において準用する特定遊興飲食店営業を含む。）」に、「第 24 条第 5 項の規定による風俗営業者に対する営業所の管理者の解任勧告及び同条第 6 項の規定による管理者に対する講習の実施」を「第 24 条第 5 項の規定による風俗営業者に対する営業所の管理者の解任勧告及び同条第 6 項の規定による風俗営業の営業所の管理者に対する講習の実施（第 31 条の 23 において準用する特定遊興飲食店営業を含む。）」に改め、「第 25 条の規定による風俗営業者」の次に「及び第 31 条の 24 の規定による特定遊興飲食店営業者」を、「性風俗関連特殊営業を営む者」の次に「、特定遊興飲食店営業者」を、「営業者に係る通報」の次に「（第 31 条の 23 において準用する特定遊興飲食店営業を含む。）」を、「第 44 条の規定による風俗営業者」の次に「及び特定遊興飲食店営業者」を加え、同表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年 国家公安委員会規則第 1 号）の項中「第 11 条」を「第 10 条」に、「申請者への風俗営業」を「申請者に対する風俗営業並びに第 78 条第 2 項の規定による申請者に対する特定遊興飲食店営業」に、「第 13 条」を「第 12 条及び第 80 条」に、「第 15 条」を「第 14 条及び第 82 条」に、「第 16 条」を「第 15 条及び第 83 条」に、「第 17 条」を「第 16 条及び第 84 条」に、「第 18 条」を「第 17 条及び第 85 条」に、「第 20 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項及び第 87 条第 1 項」に、「第 23 条」を「第 22 条及び第 90 条」に、「第 27 条」を「第 26 条」に改め、「特例風俗営業者」の次に「並びに第 94 条第 2 項の規定による申請者に対する特例特定遊興飲食店営業者」を加え、「第 28 条」を「第 26 条第 3 項及び第 94 条第 3 項」に、「第 39 条第 1 項の規定による風俗営業者に対する管理者講習の通知及び同条第 2 項の規定による不受講理由書面の受理」を「第 40 条第 1 項の規定による風俗営業者に対する管理者講習の通知及び同条第 2 項の規定による風俗営業者に対する管理者講習の不受講理由書面の受理並びに第 97 条

第 3 項の規定による特定遊興飲食店営業者に対する管理者講習の通知及び不受講理由書面の受理」に、「第 43 条」を「第 44 条」に、「第 44 条」を「第 45 条」に、「第 45 条」を「第 46 条」に、「第 54 条」を「第 55 条」に、「第 60 条」を「第 61 条」に、「第 65 条」を「第 66 条」に、「第 71 条」を「第 72 条」に改める。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

